

ID: 6

担当部署: 企画部 マネジメント推進課

<p>処分の概要</p>	<p>指定の取消し等</p>		
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 第10条第1項</p>		
<p>例規番号</p>	<p>平成16年条例第22号</p>		
<p>【根拠条文】 (指定の取消し等) 第10条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。 2 第6条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>